

報ヲ同ニクスルモノアリ孰レモ支障ノ慮ナキ
ニ付本案ハ此ノ儘可決セラレ然ルハキモノト
思料ス

右謹テ審査ノ結果ヲ報告ス

大正七年六月三十一日

樞密院書記官長ニ上兵治

樞密院議長公爵山縣有朋殿

大正七年六月 廿六日 會議議案
決議



主税局事務官特別任用ニ關スル件 (参照添付)

勅令第 號

主税局事務官ハ五年以上判任官以上ノ
官ニ在職シテ税務ニ従事シ現ニ其ノ職
ニ在リ判任官ニ級俸以上ノ俸給ヲ受ク
ル者ノ中ヨリ高等試験委員ノ銓衡ヲ經
テ特ニ之ヲ任用スルコトヲ得

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

参照

○田畑地價調査臨時職員設置ノ勅令案

勅令第 號

田畑地價調査ノ為大蔵省、稅務監督局及稅務署
ニ臨時左ノ職員ヲ置ク

大蔵省

主稅局事務官

專任一人

奏任

屬

專任六人

判任

稅務監督局

屬

專任三十二人

判任

稅務署

屬

專任三百人

判任

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

○主稅局事務官ノ官等及俸給案

官等

高等官四等乃至八等

俸給

年俸二千五百圓乃至七百五十圓

年功ニ依リ特ニ高等官三等ニ陞斂レ五百圓以内ノ加俸ヲ給スルコトヲ得俸給官等ニ相當セサルモノトス

稅務監督局及稅務署職員特別任用令

明治四十一年四月
勅令第四百二號

第一條 左ニ掲クル者ハ當分ノ内高等試驗委員ノ銓衡ヲ經テ稅務監督局事務官又ハ司稅官ニ任用スルコトヲ得

一 二年以上高等行政官トシテ稅務ニ從事シタル者

二 五年以上稅務ニ從事シ判任官三級俸以上ノ俸給ヲ受ケ現ニ其ノ職ニ在ル者

(下略)

主税局事務官特別任用ニ関スル件
審査報告

謹テ今回御諮詢ノ主税局事務官特別任用ニ関
スル件ヲ審査スルニ今般大正七年度乃至同九
年度ニ互ル繼續事業トシテ田畑地價修正ノ準
備調査ヲ行フニ付大蔵省ニ主税局事務官奏任
專任一人ヲ置キ其ノ事務ヲ統轄スルノ任ニ當
ラシメムトス然ルニ田畑地價調査ノ事タル前
未特殊ノ沿革アリ且特別ノ智識ヲ必要トスル
モノアルカ故ニ茲ニ本案ヲ以テ主税局事務官

ニ付特別任用ノ制ヲ立テムトスルモノニシテ
即チ稅務監督局事務官及司稅官ニ關スル特別
任用ノ規程ヲ參酌シ五年以上判任官以上ノ官
ニ在職シテ稅務ニ從事シ現ニ其ノ職ニ在リ判
任官ニ級俸以上ノ俸給ヲ受ケル者ノ中ヨリ高
等試験委員ノ銓衡ヲ經テ特ニ之ヲ任用スルコ
トヲ得シノムトス按スルニ本案ハ已ムヲ得サ
ルノ必要ニ基キ且別ニ支障ノ點ナキニ付此ノ
儘可決セラレ然ルヘキモノト思料ス
右謹テ審査ノ結果ヲ報告ス

大正七年六月三日

樞密院書記官長ニ上 兵治

樞密院議長公爵山縣有用殿

秘

大正七年六月廿六日 決議
會議議案

北海道廳森林主事ノ特別任用ニ關スル件

(參照添付)